

●保育奨励金支給申請の際に必要な申請書・添付書類●

**【提出必須書類】**

- 認定職業訓練実施基本奨励金（保育奨励金）支給申請書（様式A-31）  
※託児サービスを提供に実際に支出した経費について、「保育奨励金」として実費分を支給
  - 各項目が職業訓練の認定通知書の内容と一致している
  - 保育奨励金支給申請額は子一人につき月66,000円を超えていない
  - 基本奨励金と同時に申請する場合は基本奨励金と保育奨励金の必要事項を一枚の様式A-31に纏めて記入している
- 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書（写）
- 託児サービス提供機関としての要件を確認できる書類（認定の際に機構支部に提出した書類）  
例）都道府県知事等又は市町村長が認可したことが確認できる証明書等の写し  
又は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書等の写し
- 託児サービスに要した経費の額が証明できる書類
  - 託児に要した費用が記載された託児実施施設との契約書、請求書・領収書等の写し
  - あらかじめ受講生に対して周知した託児サービスの提供内容を記載した書面等（写）
  - 一単位期間ごとに要した費用の内訳（任意様式※1）
- 託児サービスを利用した受講者と児童の人数を確認できる書類
  - 受講生が提出した託児サービス申込書（様式A-50）（写）

※1 一単位期間ごとに要した費用の内訳（任意様式）

奨励金支給単位期間毎の費用内訳が必要になります。訓練開始日によっては月をまたぐことになる為、請求書・領収書の内容が月末めなど、単位期間毎と異なる場合は単位期間毎の費用の内訳の記載を任意様式で提出してください。

※単位期間毎で請求書や領収書が作成してある場合は任意様式は必要ありません。

例) 4月10日～8月9日までの4か月訓練の場合

①支給単位期間		
4月10日～5月9日分		55,000
内訳	入園料	10,000
	4/10～4/30	30,000
	5/1～5/9	15,000
②支給単位期間		
5月10日～6月9日分		45,000
内訳	5/10～5/31	30,000
	6/1～6/9	15,000
③支給単位期間		
6月10日～7月9日分		45,000
内訳	6/10～6/30	30,000
	7/1～7/9	15,000
④支給単位期間		
7月10日～8月9日分		45,000
内訳	7/10～7/31	30,000
	8/1～8/9	15,000



分割申請の場合、2回目の申請は月をまたぐため、費用の計算に注意してください。